

古賀市告示第125号

古賀市ブランド「焦がし商品」認定要綱を次のように定める。

平成27年 6月 1日

古賀市長 中 村 隆 象

古賀市ブランド「焦がし商品」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、軽く焦がしたり炙ったりすることによって得られるほのかな苦味又は香ばしい香りを特徴とした商品を古賀市ブランド「焦がし商品」(以下「焦がし商品」という。)として認定し、その普及を促進することにより、企業活動の活性化を図るとともに、本市の認知度向上と新たな特産品開発の促進を図ることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 「焦がし商品」は、次の各号のいずれも満たす商品で、次条に規定する申請に基づき市長が認定したものとする。

- (1) 軽く焦がしたり炙ったりすることによって得られるほのかな苦味又は香ばしい香りを特徴とした商品であること。
- (2) 商品の名称に「焦がし」、「古賀市」、「コガシ」若しくは「K O G A - S H I」のいずれかが含まれる商品又は市長が特に認める名称の商品であること。
- (3) 古賀市内に事業所等を有する者が考案又は開発した商品であること。
- (4) 古賀市内又は古賀市を含む地域で販売又は提供する商品であること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する商品は「焦がし商品」として認定しない。

(1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙運動を目的とする商品又は当該活動等を目的とした団体等が販売又は提供する商品

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の影響下にある団体等が販売又は提供する商品

（申請）

第3条 商品を考案又は開発した者等で、当該商品について「焦がし商品」の認定を受けようとするものは、古賀市ブランド「焦がし商品」認定申請書（様式第1号）及び当該商品のサンプルを市長に提出しなければならない。この場合において、申請は商品毎に行うものとする。

（認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、古賀市ブランド「焦がし商品」認定（不認定）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定することを決定したときは、当該認定を受けた商品の申請をした者（以下「認定者」という。）に古賀市ブランド「焦がし商品」認定書を交付するものとする。

（共通ロゴマークの表示等）

第5条 認定者は、前条の規定により「焦がし商品」の認定を受けた商品について、当該商品パッケージに市長が指定する共通ロゴマークを表示し、又は当該商品が記載されたメニュー等に「焦がし商品」である旨を明記し

なければならない。

- 2 認定者は、店舗等で「焦がし商品」を販売又は提供するときは、市長が指定する共通PRのぼりを設置しなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(変更の申請)

第6条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに古賀市ブランド「焦がし商品」認定変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 「焦がし商品」の名称を変更したとき
- (2) 「焦がし商品」の内容を変更したとき
- (3) 認定者の団体名若しくは氏名又は所在地等を変更したとき
- (4) その他申請した内容に変更が生じたとき

- 2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、古賀市ブランド「焦がし商品」認定変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)にて当該変更申請をした認定者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 認定者は、「焦がし商品」の販売又は提供をしなくなったとき又は認定を辞退しようとするときは、速やかに古賀市ブランド「焦がし商品」認定辞退届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「焦がし商品」の認定を取り消し、古賀市ブランド「焦がし商品」認定取消通知書(様式第6号)にて認定者に通知する。

- (1) 前項に規定する古賀市ブランド「焦がし商品」認定辞退届出書の提出があったとき

- (2) 「焦がし商品」が第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき
- (3) 「焦がし商品」が第2条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき
- (4) 第5条の規定に違反していると認めるとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、認定が適当でないとき  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。